

消費生活相談に関する業務補助員（週2日程度）を 募集します！

（随時受付 郵送のみ）

■雇用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
（勤務状況等により契約更新（上限2回）の可能性あり）

横浜市消費生活総合センターの指定管理者である公益財団法人横浜市消費者協会が、消費生活相談に関する業務補助員（週2日程度）を募集します。

オフィスは市営地下鉄、京浜急行「上大岡」駅直結徒歩約3分のオフィスタワービルにあり、通勤便利です。また周辺にはデパート、ショッピングモールなどもあり、買い物にも便利です。

- 1 採用人数
3名程度
- 2 応募の条件
消費生活問題に興味・関心のある方
※消費生活相談員資格、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー若しくは消費生活コンサルタントの資格取得者はなお可
- 3 主な業務
消費生活相談に関する業務補助（電話の取次ぎ、来所相談の受付、メール相談等の業務補助）
- 4 求められるスキル
(1) 親切で丁寧な電話対応能力
(2) ワード、エクセルによる文書作成に必要な知識・技術
- 5 雇用内容、勤務条件

身 分	公益財団法人横浜市消費者協会 短時間・有期雇用従業員
勤 務 場 所	横浜市消費生活総合センター 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー4F (横浜市営地下鉄線/京浜急行線 横浜駅から10分程度「上大岡駅」徒歩3分)
雇 用 期 間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 雇用開始から1か月間は試用期間とします。 勤務状況等により契約を更新する場合があります。(契約更新は2回まで)
報 酬 等	① 資格のない方 時給 1,564円（地域手当相当分を含む） 通勤費支給 ② 消費生活相談員資格、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー若しくは消費生活コンサルタントの資格を取得している方 時給 1,664円（地域手当相当分を含む） 通勤費支給

勤務日	週2日程度（土日祝日を除く）
勤務時間	午前8時45分～午後4時15分（実働6.5時間） （昼休憩60分、原則午前11:00～正午）
社会保険	労働者災害補償保険

6 提出書類

下記あてに、以下の書類を同封のうえ、郵送してください。

- (1) 履歴書：当協会指定の履歴書に自筆で記入してください。

「消費生活相談に関する業務補助員週2日」と明記してください。

履歴書のダウンロード

https://www.yokohama-consumer.or.jp/cms_files/recruit/soudanhojyo_resume.pdf

- (2) 返信用封筒1枚：返信先を記載し、110円切手を貼付。選考結果等をお知らせします。

提出期限 随時受付(郵送のみ)

《提出先》

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー4階 横浜市消費生活総合センター内

公益財団法人横浜市消費者協会 消費生活に関する業務補助員募集担当あて

7 選考方法

- (1) 第一次選考（書類審査）

結果は書類到着後、概ね10日以内に連絡します。

- (2) 第二次選考（個人面接）

8 その他

- (1) この選考において提出された書類は一切お返ししません。

- (2) 選考に関する問合せは、下記で受け付けます。選考結果等に関する問合せに応じることはできません。Eメールでのご質問等をご遠慮ください。

- (3) いただいた個人情報は、当選考を行うために使用し、これ以外の目的では使用しません。

《問合せ先》

公益財団法人横浜市消費者協会 「消費生活に関する業務補助員募集担当」鈴木

電話 045-845-7722（平日 午前8時45分～午後5時30分）

■横浜市消費生活総合センターホームページ

<https://www.yokohama-consumer.or.jp/>